

# 情報提供

那医発第 67 号  
令和 6 年 5 月 13 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
常任理事 喜納美津男



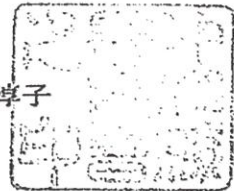
平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）の通知が届きましたので  
ご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。  
☆問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

沖 医 発 第 2 2 4 号 F  
令 和 6 年 5 月 1 3 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 涌波淳子



## 「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本通知は、厚生労働省老健局より都道府県等に対し、各都道府県等において監査事務に対応する場合における本マニュアルの活用について通知が発出された旨のお知らせとなっております。

介護保険施設等における監査については、令和 4 年度老人保健健康増進等事業「指定介護サービス事業所等に対する「監査マニュアル（仮称）」の策定に関する調査研究事業」において、「監査マニュアル（仮称・案）」がとりまとめられ、監査実績が少ない自治体の職員も含めて活用されるよう、この度、全国的に監査の内容を平準化し監査業務の迅速化に向けて留意すべき事項について加筆された「介護保険施設等に対する監査マニュアル」が策定されたとのことです。

また、令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」においても、「介護保険法に基づく徴収金（22 条 3 項）の徴収の実効性を高めるための方策については、監査の効率化及び迅速化の観点も含めて検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされていたところです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

- 「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）

（令和 6 年 4 月 10 日 日医発第 158 号（介護））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局庶務課：宮城、崎原  
TEL：098-888-0087/FAX：098-888-0089  
shomu@okinawa.med.or.jp